

## 6 経済協力調査

「経済協力調査室」が独立の室として設立されたのは昭和45年4月で、今年20周年を迎えたことになる。ただし、その前身となる「投資資料調査室」が内規上の組織として図書資料部の中に設置されたのは昭和40年であり、通算で25年となる。ほぼ現在の調査研究部室体制が揃ったあととはいえ、研究所が特殊法人として設立後5年目という早い時期であった。

投資資料調査という分野の活動が始められた背景には、昭和30年代における日本経済の高度成長、資本自由化に伴う対内、対外投資の活発化のため、一般の調査研究に加えて、海外投資に関する経済法規、その他の投資環境情報がにわかに財界のニーズとして表われてきたことによる。

因に、この時期のわが国の海外投資の伸びをみると、昭和36年度から40年度までは1億ドル台で推移していたが、43年度5億ドル超、45年度9億ドル超という急激なものであった。このうち発展途上国向けが約6割を占めていた。

### (1) 「投資資料調査室」の設置

投資資料調査事業の主旨は、「開発途上国の産業開発の促進に果す外国投資の環境および要件を企業の側面から総合的に把握するため、これらに関する基礎的データおよび情報を体系的に整理し、その成果を出版物その他の方法によって提供するものである」となっていた。これによって、研究所の情報サービス機能、産業および外国投資ビジネスに関する調査研究を各々拡充することが企図されたわけである。

調査室設立の翌41年度には、新規予算として「海

外投資調査事業費」が設置され、以下のような事業の骨格ができていった。

### 1. 方針

発展途上の諸国の投資環境に関し研究所内に蓄積された研究成果を基礎として、関係各機関の協力を得て、次の作業を行うこと。

### 2. 基礎的諸事業の整備

- (1) 国別事項別データの整備とその抄録
- (2) 関係諸機関の活動状況

### 3. 投資環境資料の作成

- (1) 「海外投資参考資料」シリーズの刊行
- (2) 「外国の企業」シリーズの刊行
- (3) 国別「経済と投資環境」シリーズの編さん
- (4) 特殊問題の調査（資源と経済関係法）

### 4. 現地実態調査の実施

この作業計画では、中心は資料整備となっているが、実際には調査研究にかなり精力が注ぎ込まれた。この時期の調査室からの出版物は、「外国の企業」シリーズとして、東南アジア各国を中心に13巻が出版された（1966～70年）。また「海外投資」シリーズ（国別経済と投資環境）が、アジアとラテンアメリカの主要国8カ国について発刊された（1968～76年）。

### (2) 「経済協力調査室」の独立以後

70年代（昭和45年以降）に入ると、わが国の先進国としての政府開発援助の拡大に伴い、また、第一次石油危機後の経済混乱の過程で、海外における投資摩擦が顕現化した。このため、政府と民間を併せた経済協力のパッケージ・ディールが議論され、直接投資のみならず経済協力全体を包括的に調査研究することが必要になってきた。

このため、昭和45年4月には投資資料調査室は「経済協力調査室」と改められ、翌46年度から組織改正によって、部に属さない室として独立した。業務は「わが国の経済協力に関する情報・資料の整備、調査および提供に関すること」と拡げられた。

従来の国別投資環境を中心とする作業の他に、政府ベースの経済協力、OECD（経済協力開発機構）およびDAC（開発援助委員会）諸国の政府開発援助などに関する調査研究と資料・情報の収集・整備が開始された。

この時期の事業関連出版は、OECDの出版物の外務省経済協力局への翻訳委託によって、DACの年次審査、議長報告を中心に、翻訳シリーズとして8巻が刊行されている（1964～70年）。

それまでに発刊されていた「海外投資参考資料」シリーズは、「経済協力調査資料」と改められ、1970年7月に1号を刊行、80年の97号まで続き、同年8月からは「経済協力シリーズ」として引継がれ、90年3月までには153号を数えている。なお、この一連のシリーズの特番として、経済協力調査室と、経済企画庁経済協力第2課、通商産業省の経済協力課との3機関共同編集による『経済協力ハンドブック』が1980年版から89年版まで10冊刊行されている。

経済協力調査室設置後数年の間に新たに開始された諸事業を列挙すると、経済協力プロジェクト評価方法、資源開発分析、技術移転調査など、従来の海外投資関係事業とは異なった分野、調査方法によるものが増えていった。

さらに、大型の予算費目として、昭和47年度には「経済協力システム調査費」が新規予算として認められ、発展途上国の経済・社会指標の定量分析、援助効果の定量評価などを旨とする事業が始め

られた。

また、昭和48年度には、通産省からの「経済開発分析事業」の受託が開始され、当室の中に受託調査プロジェクト・チームが設けられた。受託調査の当初のねらいは、わが国の経済協力の進展に伴い、援助対象国の経済情勢を常時的確に把握できる資料を備えるため、いわば世銀の「カントリー・レポート」の日本版を作ることにあった。そして、経済開発分析プロジェクト・チームは、その後、数ラウンドの受託内容の変遷を経、また毎年複数のプロジェクトの受託によって、より政府開発援助に密着した課題を扱うようになり、経済協力調査室とプロジェクト・チームの間に徐々に分業が進行した。しかし、国際分業に関する調査や、中小企業調査など、当室が当初ねらいとしていた、産業、企業調査はいくらか規模と内容を異にしながらも、双方でオーバーラップしながら進められてきた。

昭和54年度からは、3年計画で、「経済協力基礎指標の作成」事業を始めた。これは途上国の経済・政治・社会変動に関する諸指標を、国際比較が可能な形で整備し、これらを分析して各国の特性・発展段階・安定性・日本との係り方・発展の方向を明らかにすることを目指した。昭和57年から、さらに3年間継続することとなったが、データベースの維持管理・指標づくりは統計部に移管し、当室は途上国社会の安定性に関する課題について取り組んだ。

昭和60年度以降、当室の業務は「総合調査研究」として位置づけられた。このため、重要対象国の投資環境、法制などの大きな改正等をフォローして事業を進めていた体制から、総合テーマの下に複数の研究会を設けて、成果報告書を出版する体制に組み替えが行われた。

この体制のもとに、昭和60～63年度においては、発展途上国における現地化政策に関して、カネ(資本)、モノ(部品・材料)、ヒト(経営者・技術者)および法律の側面から把握するアプローチがとられた。次に、昭和64～平成2年度の3年間は、経済の国際化に伴う、経済のグローバル化、ポードレス・エコノミーへの大きな経済実態の動きを背景に、発展途上国の産業政策の転換、多国籍企業による新しい部品調達ネットワークの形成、経済の国際化に伴う法制面の対応などが課題として取り上げられてきている。この過程で、経済協力全体を取り上げる室としての業務範囲は、海外投資に関する産業実態、法制面での対応という側面に絞られてきたといえる。この段階で、草創期の投資資料調査室からかなり調査研究活動が充実、高度化して、他の調査研究部室における活動と大差ないものになってきている。この背景には、情報の量とスピードが著増し、単なる一次情報でなく、かなり深く分析したものが、官界、民間から当室に求められるニーズが変わってきたことへの対応であったと考えられる。

### (3) 「経済協力シリーズ」出版の範囲と傾向

上述の160タイトルを超える経済協力シリーズを分野別に総覧して、20年間の業績と守備範囲を振り返ってみよう。分野は大きく2分して経済協力一般と法律関係になる。経済協力一般のうちでは、まず、援助関係が「経済協力ハンドブック」の1980年版から89年版までの10冊、ならびに先進国の援助政策等を含め15タイトルである。次に、海外投資・多国籍企業の分野で31タイトルある。これは、国別投資環境、外資政策、進出企業の実

態調査、企業リスト、現地化政策などを含む。さらに企業・経営の分野で11タイトルあり、これらは企業集団、ビジネス・リーダー、技術移転、人材育成などの課題を扱っている。上記の海外投資関連を含めて40冊余となり、これらの分野が経済協力調査室の活動のひとつの主流であることを物語っている。

他方、法律の分野での出版は、当室の設置目的が資料・情報の収集・整備と抄録にかなり重きを置いていたところから総点数で100を超えている。これらはさらに10のカテゴリーに細分できる。細分項目と点数は、一般法制度の解題、目録等(12点)、契約法(5点)、会社法(10点)、投資法(10点)、工業所有権法(13点)、労働法(7点)、資源問題および資源法(14点)、環境・公害法(1点)、その他経済関係法(6点)、税制(26点)である。

それぞれ、国別の法制の解題をしたものが大宗を占めているが、地域別でアジア関係が3、ラ米関係その他が1くらいの比となっている。

細分カテゴリーの時期別分布をみると、契約法関係が1972～73年に、労働法が74～75年に集中している他は、過去20年間に分散している。このなかで、一般法制度でも開発と法に関する分野は82年以降に出版されてきている。資料整備から法制の解題等の蓄積をベースにして、より深く広い関心へと室員の取組みが高まってきた軌跡が窺われる。

細分カテゴリーの最後の投資関連税制は、1972年以降、毎年1～2カ国を対象に、大蔵省の国際租税専門家に調査と報告書執筆の協力を仰いでいる。

#### (4) 資料・情報整備と参考活動

経済協力資料と情報の整備および編さんは、この25年間に随分と蓄積がなされた。経済協力一般の分野では、投資環境、民間投資、政府援助の資料情報で約2000点、経済関係法規では、投資法、会社法、労働法、税法、工業所有権法、契約法、独禁法、環境法、消費者保護法、代理店保護法、資源関係法など多岐に亘る分野について約8000点が収集整理されている。なお、法令資料については昭和53年度より5カ年計画で、投資関係法を中心にアジア、ラテンアメリカ11カ国を対象に、コンピューターによる機械検索事業を実施し、現行法の迅速な入手・提供を目指した。これら資料情報は発展途上地域全般をカバーしているが、所蔵点数はアジア、ラテンアメリカ、中近東、オセアニア、アフリカの順に多い。このことは、日本の海外投資の仕向先、現地における外資受入状況をも反映している。

資料の収集整備とともに、これらを利用したの外部からのレファレンスへのサービスも当室の主要業務のひとつである。問い合わせの方法は、電話による簡単なものから、来所者への1時間から数時間を要する資料解説から現地事情説明まで多様である。毎日、数件のレファレンスがあり、年間で少なくとも600件をこなしている。特に、日本企業の海外進出がブーム状況を呈する時期には、このレファレンスが多忙を極めるのが常である。

対外レファレンス・サービスは、当研究所の公共機関としての使命からして当然の義務の一部である。そうした受身的対応のみでなく、業務遂行上、レファレンス活動には、積極的なメリットもある。経済団体や企業、報道関係等から直接相談を受ける場合には応々にして生きた情報交換の場

となり、経済社会の関心動向を如実に把握することが可能となる。当室の資料収集と調査活動の方針をたてる上でこれが非常に参考になっている。

#### (5) アジア工業化展望総合研究事業

80年代前半は、アジアの発展途上諸国にとっては変化の大きい時期であった。70年代末の第2次石油危機以降、先進諸国、途上地域双方において好況から不況へ反転の波がみられ、85～86年に不況の底を経験した国が多い。ところが日米貿易摩擦に端を発した構造調整と経済の国際化の加速はこの地域一帯の国々に、直接間接に波状的な影響を相互に与え、80年代後半は正に新段階に入ったアジアの工業化の様相を呈してきている。

まず、日本円の急激な為替切上げは、未曾有の規模の海外直接投資を惹起し、また日本のアジアからの工業製品の輸入急増をもたらした。さらに、近隣のアジア NIEs 諸国においては内外需の好況に加え、労働力不足の顕在化に伴って、ASEAN 諸国や中国への海外投資が活発化、従来からの長期高度成長パターンに、地域内の新しい国際分業体制の構築がごく短期のうちにすさまじい勢いで進んでいる。

このような、地域経済の動きを背景に、昭和61年度から5カ年計画で、アジア工業化展望総合研究が開始されたのは、全くタイムリーな企画であった。経済協力調査室は、海外投資に関わる資料、調査を軸に、所内では相対的に産業、企業に関する研究に特化していたことから、この事業の担当室となった。それまでに、アジアの工業化に関して、種々の研究会、報告書作成が地域研究、開発研究の部室で行われていたものの、大規模プロジェクトとして一定の時期に、包括的に取り組

まれたのは今回が初めてである。

当プロジェクトが対象としている国（地域）は、NIEs等の韓国、台湾、香港、シンガポール、中国、ASEAN等のフィリピン、タイ、マレーシア、インドネシア、インドの10カ国である。当研究所はこれらの国（地域）について、独立当初ないし主に60年代以降の工業発展の全容について、詳細な報告書を逐次刊行してきている。さらに国別報告書以外に、高度化への展望、貿易摩擦への対応、直接投資、技術移転、国際化への対応など問題分野別のテーマ編5冊の刊行を進めている。

工業化シリーズは、記述法や出版形態も余程読み易く、扱い易い普及版をねらって当初から企画編集してきたため、所の出版物としては比較的広い読者層を把み、好評を博している。工業化シリーズ全15巻も、最終年の3巻のみを残している。

#### (6) これまでの問題点と今後の課題

以上、経済協力調査室の各種事業をふり返ってみた。手さぐりながら25年間経済協力、海外投資、工業化に関し、必ずしも十分なスタッフではないながら、大筋ではチームワークも良く普通よりもハードな仕事量をこなしてきた。この点は、出版物の多さからもいえる。

今後の問題点として以下の点があげられる。

第1に、発展途上国向け経済協力に関する調査研究を事業テーマとして抽出しても、経済協力の理念が明確でなく、経済以外の要素も深く関与している分野であるため、調査研究の成果を体系的にまとめることが難しい。

経済協力というテーマは、多分にわが国政府の政策とも密接に絡んでいる。このため、いわゆる政策と研究の狭間で、“発展途上国に関する”調

査研究の枠を超えて、“発展途上国の発展のための”という政策指向研究をどうとりいれていくかが問われている。

第2に、当室の資料整備と参考活動、調査研究の守備範囲が、海外投資、法制資料などの面で特色を有するとしても、多くの面で他部室との関連でオーバーラップしており、当室のアイデンティティが明確でないことである。この点は、試行錯誤を繰り返している経済協力データベース、レファレンスのシステム化についてもいえる。

以上の点からいえる今後の課題は、当研究所が設立30年を経過し、わが国の援助国としての地位が向上し、国際環境が激変している折から、経済協力に関する調査研究とは何か、それはどのような方法によって可能となるか、どのような研究組織の再編成が必要なのか、これらの原点的問題を検討すべきだ、ということである。

(注) 組織、規定、予算、事業などに関しては元号を用いたが、出版物に関する記述は西暦をつかっている。

(文責 林 俊昭)